

## 「遺伝情報、コード、プライバシー：遺伝子プライバシーの憲法学的考察」

山本龍彦（横浜桐蔭大学）

かつて「わたし」と、わたしの〈情報〉が仮構した「わたし」との間には余剰が存在した。だからこそ「他ならぬわたし」は、他者が仮構した「わたし」というイメージ、「確定記述」に対して、「そのわたしはわたしではない」と主張できたわけである（誤解可能性・訂正可能性という余剰）。

ある論者が指摘するように、「情報化に伴う監視技術と情報処理技術の進歩」は、この「余剰」を奪いつつある。あなたのデータが集積・連結されるデータベースは、そこで「他ならぬあなた」に近い「あなた」を再生・表示しうるからである。この点について、東浩紀は以下のように述べる。「今までデータから〔あなたという〕固有性を再生できなかったのは、私たちの技術や制度が追いついていなかったからだけかもしれない。高度な情報技術に支えられる管理型社会というのは、そういう可能性を考えさせる」、と。

さて、このような世界にあって、「あなた」は、データベースによって、すなわち「記号」（コード）によって定義され、そして管理されることになる。第三者は、身体的接触なく、「データ」ベースによって（すなわち記号によって）「あなた」という存在を知り、「あなた」を評価する。身体の消失した、記号的存在としての「あなた」。しかし、この段階においては、まだ訂正可能・誤解可能な余剰が残存しているように思える。そこで現われる「あなた」は、なお、「記述」を媒介にした「あなた」にすぎないと解されるからである——だからこそ、「プライバシーの権利」が機能する。ところが、「遺伝情報」の存在・循環・増殖は、現代社会においてかろうじて残存している余剰を、訂正不可能なまでに縮減させる可能性がある。確かに、あなたの記号、つまりDNA情報が、「他ならぬあなた」と完全に符合するとはいえないかもしれないが（遺伝子決定論に対する批判を参照）、訂正可能な余剰を大幅に縮減し得ることは否定できない。あなたの全塩基配列を打ち込むことによってサイバー空間に立ち現われた「あなた」というキャラクターを、スクリーンの前に座る「あなた」は、「こんなものはわたしじゃない！」と言って否定できるであろうか（かような技術が開発されたら、という話だが）。そうすると、身体の消失した記号的な管理社会は、ヒトゲノム解析研究の発展と情報技術の発展とが手を結ぶことによって、いよいよ完成することになる。例えば、就職の「面接」が、「身体」の移動なしで、すなわちあなたの「記号」を送信するだけで終了するという世界を、「SF的だ」として簡単に切り捨てることは（いまや）できないであろう。

本報告は、このような問題意識をもちつつ、遺伝情報の憲法的保護のあり方を検討する。具体的には、①遺伝情報は従来の「情報」とどう違うのか（あるいは同じなのか）、②遺伝情報は、従来のプライバシー権ないし自己情報コントロール権による保護になじむのか、などを検討していきたい。